

番 号 : 19a00494

国 名 : ジンバブエ国

担当部署 : 南アフリカ共和国事務所

件 名 : 日本型品質管理手法による医療セクターにかかる質向上 (5S及びKAIZEN活動)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 5S及びKAIZEN活動
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年10月中旬から2021年11月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.30M/M、現地 15.67M/M、合計 16.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次派遣 第1次国内 第2次派遣 第2次国内
4日 60日 3日 70日 3日
第3次派遣 第3次国内 第4次派遣 第4次国内
70日 3日 70日 3日
第5次派遣 第5次国内 第6次派遣 第6次国内
70日 3日 70日 3日
第7次派遣 整理期間
60日 4日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2019年9月25日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)。提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月8日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	保健分野における5S及びKAIZEN活動に係る各種業務
対象国／類似地域：	ジンバブエ／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等
特になし
- (2) 必要予防接種
特になし

6. 業務の背景

ジンバブエでは 2000 年以降の経済状況の急激な悪化によって、人材流出や物資不足等が生じ、同国の保健分野にも大きな影響を与えた。その後、2009 年にはハイパーインフレーションに見舞われた現地通貨であるジンバブエドルに加えて、米ドルや南アフリカランド等の外貨を使用する複数通貨制が導入されたことにより、段階的に経済的な安定を取り戻した。保健関連指標についても、平均寿命や五歳未満児死亡率は、2002 年にはそれぞれ 44.0 歳と 57.9/出生 1,000 人であったが、2017 年にはそれぞれ 61 歳と 36.5/出生 1,000 人となっており(世界銀行 2017)、改善が進んでいる。他方、これらの値は近隣国や他地域と比較しても、未だに劣悪なものであるとともに、2017 年 11 月の政権交代を受けて民主化及び経済再生の過渡期であるものの、2019 年 2 月の為替変動制の導入に続き、同年 6 月の複数外貨性の廃止など、いまだ社会経済状況が安定せず、特に燃料費の高騰をはじめとする物価上昇を受けて、労働組合等のストライキが頻発し、医療サービスの提供にも大きな課題を抱えている。また、チフス、コレラの発生がみられる劣悪な衛生環境ということからも、本事業による医療機関の質の改善に取り組むことは喫緊の課題となっている。

これまで JICA は、ジンバブエ政府の要請を受けて保健・児童ケア省及び基幹病院の職員をエジプト及びスリランカで実施されている同分野の第三国研修へ派遣し、2014 年度からはウガンダで実施していた技術協力プロジェクトの C/P をジンバブエに招聘し、5S 活動の導入研修及び対象病院への訪問指導を実施してきた。2016 年度からは個別専門家(「5S-KAIZEN-TQM 手法による医療サービス質向上」)を派遣し、パイロット 10 病院における 5S にかかる導入に取り組み、その内のおよそ半分の病院では、開発された研修教材を活用しながら、外部の支援なく、自律的に 5S 活動の実践が行えるようになる等の成果をあげた。しかしながら、こうした活動を各病院に広く普及し、定着させるためには、より効果的な教材の開発や、病院における 5S 活動の次の段階となる KAIZEN 活動普及のための指導・助言を行う自治体及び病院職員の能力が必要であることが明らかになった。

こうした状況をふまえ、将来的に保健・児童ケア省が5S活動を全国展開できるよう、先行案件で作成された教材に改良を加え、保健・児童ケア省の承認を得るとともに、病院のみならず中央・州・郡レベルの自治体における保健人材の能力強化を図り、先行案件で5Sが定着したパイロット病院については、新たにKAIZENの普及・定着も見据えた支援を行うことを目的として、日本からの更なる技術協力による支援が要請されるに至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ジンバブエにおけるこれまでの5S及び関連活動の内容・課題を整理し、C/P（保健・児童ケア省）と協働で現地国内研修を実施すること、そして保健分野における5S活動の専門的な見地から技術指導・支援することを目的とする。なお、ジンバブエ以外の国で実施が予定されている第三国研修の帰国研修員を本現地国内研修の講師／ファシリテーターとして活用を図る等の工夫を行うこととする。併せて、業務期間を通じて、2020、2021年度に実施想定である同分野のジンバブエ国別本邦研修の実施にあたって支援を行うこととする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2019年10月中旬）

- ①ジンバブエにおける5S活動に係る資料（報告書等）を確認し、ジンバブエにおけるこれまでの5S関連活動の内容及び進捗状況について把握する。
- ②我が国が協力している類似プロジェクトにおける5S活動について、その内容を把握し、グッド・プラクティスを収集する。
- ③ジンバブエの保健分野関連資料を確認し、本業務に係る活動の分類を行い、優先順位の整理を行う。
- ④JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- ⑤資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体のワークプラン（和文・英文）を作成し、第1次派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間（2019年10月中旬～12月中旬）

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pにワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②C/P、5S活動導入済みの医療施設、他の開発パートナー等から、医療施設における5S活動の進捗、今後の5S及びKAIZEN活動の導入・定着に係る取り組み状況、及び体制整備の進捗に関する情報収集を行う。
- ③C/Pとともに既往案件で開発した研修教材、モニタリング評価ツール等のレビュー、既往案件で育成したトレーナー候補や各医療施設における活動実施状況を確認、分析し、課題を抽出する。特に、研修教材、モニタリング評価ツールについては、今後のKAIZEN活動の導入・定着のためにKAIZENコンポーネントを含めた形でマニュアルのレビューを行うこと。加えて、保健児童・ケア省品質管理・向上局が、今後5S及びKAIZEN活動を行っていく上でのボトルネック（財源、人的資源等）についても現状分析を行い、必要な対策について整理、検討を行うこと。
- ④C/Pとともに、上記（2）③における現状分析、品質管理・向上局の人員、予算、他援助機関の活動状況等の情報を整理の上、今後5S及びKAIZENを本格的

に導入、研修拠点としていくパイロット病院（12病院を想定）及び、それらパイロット病院の中で取り組みが進んでいる病院を選定する。なお、パイロット病院の選定にあたっては、選定基準を作成し、必要に応じて定量的評価採点も検討し、パイロット病院の入れ替えを検討する。県病院のみならず、そのレファラルシステム下のクリニックにも5S及びKAIZEN活動が普及するような活動を意識すること。保健児童・ケア省品質管理・向上局は、Parirenyatwa病院をパイロット病院として選定したいという意向があるが、病院の体制やマネジメントの状況等を調べる必要がある。最終的なパイロット病院の選定については、JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、ジンバブエ保健児童・ケア省との協議を経て決定すること。

- ⑤第2次派遣時に、今次選定したパイロット病院において、C/Pとともに病院のマネジメントやWIT (Work Improvement Team)、QIT (Quality Improvement Team) 等のキーパーソンを招いたキックオフ会合を開催できるよう、活動計画の説明、新たに導入されるKAIZEN活動に対する十分な理解を得た上で、KAIZEN活動を行うパイロット部署を選定し、当該パイロット病院の承認を得る。
- ⑥C/Pである保健児童・ケア省品質管理・向上局とともに、パイロット病院の巡回指導を行うことを想定しているが、それにあたりC/Pに対するマネジメント研修の中で開発するモニタリング評価にかかる標準化ツールをC/Pと協働して策定し、巡回指導のための実施体制についても関係者と協議の上、合意を得る。なお、巡回指導の頻度としては、半年に1回を目安とし、C/Pとともにパイロット病院に対するモニタリング評価を行う。なお、モニタリングに際しては、マネジメントレベルでの理解が得られるように、実務者に加えて、病院のマネジメントレベルも巻き込んだ形でモニタリングを行うように工夫をすること。なお、本業務の最終年は、ジンバブエ側主導で巡回指導が行えるように当初から計画し、ジンバブエ側の主体性・協力終了後の持続性の確保に努めること。
- ⑦パイロット病院に対するモニタリング評価の結果、進捗が思わしくない施設に対して、KAIZEN導入にかかる研修とは別途、品質管理・向上局主導によるフォローアップ研修の実施を支援する。対象は各年1病院想定とする。
- ⑧既往案件では、ファシリテーターと呼ばれる5S研修や巡回指導を実施・運営する人材を9名以上育成した。今次業務では、C/Pと協働して国家トレーナーとしての承認や認定制度の確立を視野に入れているが、それにあってC/Pである保健児童・ケア省品質管理・向上局に、国家トレーナーの必要性・位置づけ・役割等を改めて説明し、国家トレーナーを育成する必要性の理解が得られた場合には、第2次派遣以降、国家トレーナーに対して先行案件で取り組んだ5S活動にかかるリフレッシャー研修実施のための計画を立案する。
- ⑨第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間 (2019年12月下旬)

- ①第1次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第1次現地業務結果報

告書を提出し、報告する。

- ② JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第2次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間(2020年1月中旬～3月下旬)

- ① 現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第2次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ② 保健児童・ケア省品質管理・向上局の5S及びKAIZENアプローチの指導監督能力の強化を目的とした、マネジメント能力強化に関する研修実施のための計画を立案する(業務工程全期間を通じて計4回の研修実施を想定)。その際、同局の主体性が確保されるよう留意すること。具体的な研修項目は以下のとおりとするが、その他マネジメント研修に必要と考える項目があれば、プロポーザルにて具体的に提案すること。
 - 保健児童・ケア省品質管理・向上局が関係機関を指導・監督するために必要なPDCAサイクルに基づいた活動計画の策定方法
 - 5S及びKAIZEN活動に関する各州、郡年次保健計画の開発及び評価方法
 - 関係機関(地域保健局、郡保健事務所、各医療施設)のリソース管理方法(財源・人的資源)
 - 5S及びKAIZENアプローチの巡回指導、モニタリング評価に関する標準化ツール及び手順の開発なお、品質管理・向上局に対する能力強化は重要であるため、研修の場に限らず、実施体制づくりを支援すること。
- ③ 上記(2)③でレビューした分析結果をもとに、5S及びKAIZENに関するガイドブック(案)作成のための指導を行うこと。なお、下述の各種研修実施の結果をもとに、協力期間中、改良に努める。それらの印刷・配布については、保健児童・ケア省C/Pと協議することとし、印刷はプロジェクトで行い、配布はジンバブエ側で費用負担されるよう活動当初から働きかけを行うこと。
- ④ 選定したパイロット病院において、C/Pとともに、病院のマネジメントやWIT(Work Improvement Team)、QIT(Quality Improvement Team)等のキーパーソンを招いたキックオフ会合を開催する。
- ⑤ 選定したパイロット病院におけるパイロット部署及び自治体職員を対象とした5S及びKAIZEN活動を支援するための5S及びKAIZEN研修開催(第3次派遣以降の開催)にかかる計画を立案する。
- ⑥ 国家トレーナーに対する先行案件で取り組んだ5S活動にかかるリフレッシャー研修を実施する。
- ⑦ 2020年1月第3週にJICA本部から運営指導調査を派遣予定のため、C/Pとの調整・協議や視察先アレンジの調整支援を行う。
- ⑧ 第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(5) 第2次国内作業期間 (2020年3月下旬)

- ①第2次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第2次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第3次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第3次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間 (2020年4月下旬～7月上旬)

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第3次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②第2次派遣期間で策定された、5S及びKAIZENに関するガイドブック(案)の最終版を作成する。
- ③保健児童・ケア省品質管理・向上局の5S及びKAIZENにかかる指導監督能力の強化を目的として、マネジメント能力強化に関する研修を実施する
- ④選定したパイロット病院におけるパイロット部署及び自治体職員を対象とした5S及びKAIZEN活動を支援するために、5S及びKAIZEN研修を開催する。
- ⑤第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(7) 第3次国内作業期間 (2020年7月上旬)

- ①第3次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第4次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第4次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第4次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間 (2020年9月上旬～11月中旬)

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第4次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②保健児童・ケア省品質管理・向上局の5S及びKAIZENアプローチの指導監督能力の強化を目的として、マネジメント能力強化に関する研修を実施する。
- ③選定したパイロット病院におけるパイロット部署及び自治体職員を対象とした5S及びKAIZEN活動を支援するために、5S及びKAIZEN研修を開催する。
- ④第4次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(9) 第4次国内作業期間 (2020年11月中旬)

- ①第4次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第4次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第5次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第5次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第5次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(10) 第5次現地派遣期間 (2021年1月中旬～2月下旬)

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第5次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②選定したパイロット病院におけるパイロット部署及び自治体職員を対象とした5S及びKAIZEN活動を支援するために、5S及びKAIZEN研修を開催する。
- ③保健児童・ケア省品質管理・向上局の5S及びKAIZENにかかる指導監督能力の強化を目的として、マネジメント能力強化に関する研修を実施する。
- ④第5次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(11) 第5次国内作業期間 (2021年2月下旬)

- ①第5次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第5次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第6次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第6次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第6次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(12) 第6次現地派遣期間 (2021年5月上旬～7月下旬)

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第6次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②C/Pと共に、これまで実施した研修や訪問指導等の結果を分析し、5S及びKAIZEN活動の成功病院(showcase hospitals)を選定する。
- ③選定したパイロット病院におけるパイロット部署及び自治体職員を対象とした5S及びKAIZEN活動を支援するために、5S及びKAIZEN研修を開催する。
- ④保健児童・ケア省品質管理・向上局の5S及びKAIZENにかかる指導監督能力の強化を目的として、マネジメント能力強化に関する研修を実施する。
- ⑤第6次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。なお、ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者へのインプットを目的として、適宜、進捗報告を行う。

(13) 第6次国内作業期間 (2021年7月上旬)

- ①第6次現地派遣終了後、3営業日以内にJICA人間開発部に第6次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所と調整の上で、第6次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第7次現地派遣ワークプラン(英文)を作成し、第7次現地派遣開始3営業日前までにJICA人間開発部へ提出し、説明する。

(14) 第7次現地派遣期間 (2021年8月上旬～9月下旬)

- ①現地業務開始3営業日以内にJICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pに第7次現地派遣ワークプランを提出、説明し、業務計画の確認を行う。
- ②C/Pと共に、これまで実施した研修や訪問指導等の結果を分析し、5S及びKAIZEN活動の成功病院(showcase hospitals)を選定する。
- ③ジンバブエ関係者、他の開発パートナー等の関係者への活動成果の共有を目的として、案件終了時セミナーを開催する。
- ④第7次現地派遣終了後、3営業日以内に第7次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所、C/Pへ同報告書を提出し、報告する。

(15) 国内整理期間 (2021年9月下旬～10月中旬)

- ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部へ提出、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(全体、第2、3、4、5、6、7次派遣時)

和文3部(全体のみ) JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部

英文4部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(各派遣時)

英文4部 JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部、C/P
記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA南アフリカ事務所、JICAジンバブエ支所、JICA人間開発部)

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上の課題とその対処

④プロジェクト実施上の残された課題(5S及びKAIZEN活動の定着にかかわるもの)

⑤その他

提出期限は2021年10月15日（金）とする。体裁は簡易製本版を人間開発部に提出し、電子データは人間開発部および南アフリカ事務所に提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田または羽田→香港またはシンガポールまたはドバイ→ヨハネスブルグ→ハラレを標準とします。

(2) 現地派遣期間の日当・宿泊費およびその他原価の逡減について

現地派遣期間の日当・宿泊費およびその他原価については、全期間、規定額を上限に見積書に計上すること。ただし、精算時には実際の業務日数に基づき必要に応じて逡減させた金額を精算対象とする。

(3) 直接人件費・その他原価

直接人件費の見積もりは、ジンバブエでの業務を想定し、作成すること。ただし、現地業務のその他原価率については逡減せず、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に記載の率（法人110%、個人82%）を上限に計上することとし、必要に応じ精算時に戻入等の対応をとるものとする。

(4) 会議室の借上げ、旅費・日当

ワークプラン説明会、業務進捗報告会、業務完了報告会、保健児童・ケア省メンバーに対する進捗報告は、基本的には、保健児童・ケア省の会議室を使用し、通常の会議という位置づけで実施する。（原則として、セミナールーム等の会議室借上げや、出席者への旅費・日当の提供は行わない。したがってこの費用は見積には含めないこと。）

(5) 各パイロット病院（12病院と想定）に対するモニタリング費用

各パイロット病院（12病院と想定）に対し、半年に1回程度のモニタリングとし、車両備上費用を見積に含めること。

(6) 保健児童・ケア省品質管理・向上局主導によるフォローアッププログラムにかかる積算対象は各年1病院とする。一回あたりの規模は、合計10名に対して2日程度とし、配布資料である「DSA（Daily Subsistence Allowance）ガイドライン」に沿って参加者の旅費、日当を見積に含めること。

(7) 保健児童・ケア省品質管理・向上局に対するマネジメント研修にかかる積算

保健児童・ケア省品質管理・向上局の人員が限定されるところ、複数回に分けて研修を実施する。一回あたりの規模は、各回4名に対して合計2日程度。実施回数は業務工程全期間を通じて4回（2回×1グループ×2年）とする。基本的には、保健児童・ケア省の会議室を使用し、通常の会議という位置づけで実施する。（原則として、セミナールーム等の会議室借上げや、出席者への旅費・日当の提供は行わない。したがって、この費用は見積には含めないこと。）

(8) 5S-KAIZEN 国家トレーナーに対するリフレッシュ研修にかかる積算

本研修の実施にかかる見積として、合計10名に対して2日程度、実施回数は業務工程全期間を通じて2回（年1回×2）とし、配布資料である「DSA（Daily

Subsistence Allowance) ガイドライン」に沿って参加者の旅費、日当を見積りに含めること。

- (9) パイロット病院におけるパイロット部署の5S及びKAIZEN研修にかかる積算
パイロット病院におけるパイロット部署の5S及びKAIZEN研修活動を支援するために、5S及びKAIZEN研修を開催する。一回当たりの規模は、選定した各病院のパイロット部署から各回約15名に対して合計4日程度。実施回数は業務工程全期間を通じて24回(2回×パイロット病院数(12))とし、配布資料である「DSA(Daily Subsistence Allowance)ガイドライン」に沿って参加者の旅費、日当を見積もりに含めること。なお、既往案件で5S研修に参加したトレーナー候補によるファシリテーションが可能であるため、活用を積極的に検討する。
- (10) 案件終了時セミナーの実施にかかる積算
最終派遣時に、保健児童・ケア省をはじめとするジンバブエ関係者および他の開発パートナー等の関係者を対象として、成果報告セミナーを実施する。本セミナーについては、合計30名程度を対象に1~2日の規模で行うこととし、セミナー会場の借上げ代については、見積りに含めること。また、配布資料である「DSA(Daily Subsistence Allowance)ガイドライン」に沿って参加者の旅費、日当を見積もりに含めること。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣日程については、ある程度の日程調整が可能です。ただし、JICAの運営指導調査は2020年1月第3週(1月20日の週)を予定しているため、前後含めその期間は現地にて業務を行っていただく必要がございます。

②便宜供与内容

JICAジンバブエ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地派遣でジンバブエに到着時のみ便宜供与あり

イ) 宿泊手配

第1次現地派遣でジンバブエに到着時のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

第1回目の車両借上げのみ便宜供与あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

各現地派遣の開始時におけるC/Pとの協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ジンバブエ保健・児童ケア省またはJICAジンバブエ支所内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第一グループ保健第二チーム(TEL: 03-5226-8359)にて配布します。

- ・「5S-KAIZEN-TQM 手法による医療サービス質向上」専門家業務完了報告書

- ・ DSA (Daily Subsistence Allowance) ガイドライン
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA南アフリカ事務所及びJICAジンバブエ支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。1回の派遣で60日を超える場合には、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ ジンバブエでの活動費の運用にあたっては、2019年6月に暫定通貨「RTGS (Real-Time Gross Settlement) ドル」を唯一の法定通貨に定める等、現地の通貨制度が流動的であるところ、宿泊施設やレンタカー会社等との長期に跨る契約や、多額の現地活動費の前払いは控え、各派遣時に必要となる活動に限定して支払いされることを推奨します。なお、契約締結以降、JICA ジンバブエ支所を含む関係部署から十分な情報収集を行ってください。

以上